

令和5年 第1回臨時会

7月27日(木)

## 令和5年第1回臨時会会議録目次

1	仮議席の指定	4
2	選挙第1号 議長選挙	4
3	議席の指定	5
4	会議録署名議員の指名	6
5	会期の決定	6
6	選挙第2号 副議長選挙	6
7	議案第11号 多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例	7
8	議案第12号 多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例	7
9	議案第13号 多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例	7
10	議案第14号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例	7
11	議案第15号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）	17
12	議案第16号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めること について	19
13	議員提出議案第1号 多摩六都科学館組合議会の個人情報の保護に関する条例	20

令和5年第1回多摩六都科学館組合議会  
臨時 会 会 議 録

○期 日 令和5年7月27日(木)

○場 所 多摩六都科学館組合議会議場

○出席議員(10名)

1番	鈴木 だいち 君	2番	岡田 しんぺい 君
3番	駒崎 高行 君	4番	上町 弓子 君
5番	星野 玲子 君	6番	穴見 れいな 君
7番	鴨志田 芳美 君	8番	篠宮 よしのり 君
9番	田代 伸之 君	10番	やまき 明美 君

○出席説明員

管理者	池澤 隆史 君	事務局長	保谷 俊章 君
管理課長	豊田 和徳 君	主 査	内海 謙一 君

○議会職員出席者

書 記 小 菊 繭 君

○議事日程第1号

- 第1 仮議席の指定
- 第2 選挙第1号 議長選挙

○議事日程第1号の2

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第2号 副議長選挙
- 第5 議案第11号 多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例
- 第6 議案第12号 多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例
- 第7 議案第13号 多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第14号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第15号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第16号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて

○追加議事日程

- 第1 議員提出議案第1号 多摩六都科学館組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会

令和5年7月27日（木）午後1時59分開会

○事務局長（保谷俊章君） それでは、定足数に達しておりますので、これより令和5年第1回多摩六都科学館組合臨時会を開会いたします。

---

○事務局長（保谷俊章君） 最初に、管理者より御挨拶をいただきたいと存じます。

○管理者（池澤隆史君） 改めまして、皆様、こんにちは。西東京市長、池澤でございます。

また、この六都館の管理者を務めております。よろしくお願ひしたいと思います。

まずは、本日、大変お忙しい中、また、猛暑が続いておりますけれども、多摩六都科学館組合臨時会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、多摩六都科学館組合議員に御就任をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、西東京市選出の両議員におかれましては、引き続きよろしくお願い申し上げます。

多摩六都科学館組合議会も議員の改選時期でございますので、本日、臨時議会を開催させていただくこととなりました。

まず正副議長、監査委員を御選任いただきまして、今後の議会運営をお願いすることとなりますので、よろしくお願い申し上げます。

今年度は、多摩六都科学館が開館してから30周年を迎える節目の年でございます。長年にわたりまして事業が継続できましたのも、構成5市の皆様方の御理解、御協力のたまものと感謝申し上げます。

年が明けまして、令和6年3月には開館30周年を記念いたしました開館記念式典を予定しております。組合議会議員の皆様方にもぜひとも御出席を賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

引き続き指定管理者と協力し、多くの圏域市民の皆様方に御利用いただける科学館を目指してまいりますので、議員の皆様方には引き続き御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

---

○事務局長（保谷俊章君） ありがとうございます。

議長が選任されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、西東京市から選出されておりますやまき明美議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

○臨時議長（やまき明美君） ただいま御紹介いただきました、西東京市議会から選出されましたやまきでございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、臨時議長、議長席にお着き願ひます。

〔臨時議長、議長席に着席〕

---

○臨時議長（やまき明美君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○臨時議長（やまき明美君） 日程第1「仮議席の指定」を行います。

新しく組合議員になられました議員の方々につきましては、議事の進行上、仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

---

○臨時議長（やまき明美君） 日程第2「選挙第1号 議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（やまき明美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（やまき明美君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に9番 田代伸之議員を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました9番 田代伸之議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（やまき明美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9番 田代伸之議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました田代議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました9番 田代伸之議員に議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○9番（田代伸之君） ただいま議長を拝命いたしました西東京市選出の田代伸之でございます。

公平公正な議会運営に努めてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（やまき明美君） ありがとうございます。

それでは、田代議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

---

午後2時06分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（田代伸之君） 議事日程第1号の2によりまして進行をさせていただきます。

---

○議長（田代伸之君） 日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、多摩六都科学館組合議会会議規則第3条第1項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、議席はただいま御着席のとおりと決定をいたします。

---

○議長（田代伸之君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、多摩六都科学館組合議会会議規則第84条の規定により、第1番 鈴木  
だいち議員及び第2番 岡田しんぺい議員を指名いたします。

---

○議長（田代伸之君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（田代伸之君） 日程第4「選挙第2号 副議長選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行  
いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思いますが、これ  
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に1番 鈴木だいち議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました鈴木だいち議員を副議長当選人と定めることに御  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました鈴木だいち議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました鈴木議員が議場におられますので、多摩六都科学館組合議会会議規則第29条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました1番 鈴木だいち議員に副議長当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○1番（鈴木だいち君） 皆さん、こんにちは。ただいま副議長に選任されました小平の鈴木だいちです。

微力ではありますが、議長を支えながら、そして、今年度は当科学館が30周年という節目でありますので、ますます発展していくように皆さんと一緒に力を合わせて頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（田代伸之君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

---

午後2時09分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（田代伸之君） 日程第5「議案第11号 多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例」、日程第6「議案第12号 多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例」、日程第7「議案第13号 多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」、日程第8「議案第14号 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例」から議案第14号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」までについての提案理由を一括して御説明申し上げます。

議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定等する必要があるため、御提案申し上げます。

制定の内容といたしましては、現行の制度を維持するために、開示決定等の期限、開示請求の費用等に係る規定を定めるものでございます。

議案第12号「多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例を制定する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

制定の内容といたしましては、現行の制度を維持するために、多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会の運用等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第13号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

改正の内容といたしましては、公文書の不開示情報に係る規定を個人情報の保護に関する法律に合わせるほか、所要の規定を整備するものでございます。

議案第14号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会を設置することから規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

改正の内容といたしましては、現行の個人情報保護審査会と情報公開審査会を廃止し、個人情報保護・情報公開審査会を設置するものでございます。

以上、議案第11号から議案第14号までの提案理由を御説明申し上げましたが、後ほど事務局から補足説明をいたしますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて、補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） それでは、議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例」、議案第12号「多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例」、議案第13号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」並びに議案第14号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、補足して一括して御説明をいたします。

このたびの議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度が統一化されたことで、全国共通のルールの下で運用されていることから、条例の制定と関係規定の改正を行うものでございます。

また、現在、科学館事業を遂行するに当たりまして取得・保有している個人情報は、当組

合においては、主に職員や附属機関の委員などの人事、給与もしくは福利厚生に関する事項または職員の採用試験に関する個人情報などをごさいますて、指定管理者では、各種プログラムの申込みやアンケート調査、インターネットウェブサイト等を御利用になる皆様から提供を受けた個人情報や科学館ボランティアの登録に係る個人情報など、限られた情報でございます。

恐れ入ります。資料2「(議案第11号―第14号関係資料)多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例案等の概要」を御覧いただきたいと思ひます。

1 ページをお願いいたします。第1の1、制定の趣旨でございます。

これまで多摩六都科学館組合では、組合が制定した条例により個人情報保護法を運用してまいりました。今般、国によるデジタル化の推進に伴い、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、個人情報保護制度が国により統一化されたこととなります。これにより、令和5年4月1日以降の個人情報保護制度は法に基づいて運用することとなりますが、新個人情報保護法に反しない範囲で各地方公共団体に裁量が認められております。

そのため、組合では、新個人情報保護法施行後において未整備となっている個人情報保護制度について、現行の水準を維持するために必要な事項や各地方公共団体で定めることが必要な事項について、条例を制定するものでございます。

2 ページをお願いいたします。2の国から認められた条例に規定できる主な事項になります。

(1) 現行の水準を維持するために必要な事項といたしましては、1点目、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表、2点目、開示請求等の手続(開示決定の期限)、3点目、審査会への諮問、4点目、審査会の設置になります。

(2) 条例で定めることが必要な事項といたしましては、開示請求に係る費用となります。

3 ページをお願いいたします。第2、条例の主な規定・改正内容でございます。

1、多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例につきましては、新規に制定する条例になります。

(1) 定義でございますが、条例の適用範囲を定めているものでございます。

(2) 個人情報取扱事務登録簿の作成につきましては、現行の水準を維持するため、1,000人未満の個人情報を取り扱う事務においても「個人情報取扱事務登録簿」を作成するものでございます。

米印で記載しておりますが、法におきましては、1,000人以上の個人情報を取り扱う事務

について、「個人情報ファイル簿」の作成が必須となっているところでございます。

(3) 開示決定、訂正決定、利用停止決定等の期限でございますが、組合が保有する個人情報のうち自己の情報につきましては、開示の請求をしてから組合が決定するまでの期限を法では30日と定められておりますが、組合では現行の運用を維持するため、14日以内に決定を行うものとするものでございます。

14日以内に決定できない場合、延長の場合につきましても、法では最大60日と定められているところ、現行同様最大30日とするものでございます。

事案の移送につきましては、法による新制度でございます。事案の移送は、他の自治体から多摩六都科学館組合に送られ、多摩六都科学館組合が開示の決定を行う制度になります。

事案の移送の場合の開示の決定等の期限につきましては、法に準じて30日とし、延長の場合は最大60日とするものでございます。

(4) 開示請求に係る費用につきましては、現行と同様手数料は無料とし、コピー代や送付に要する郵送料は実費負担とするものでございます。

4ページをお願いいたします。(5) 個人情報保護・情報公開審査会への諮問でございます。現行の多摩六都科学館組合個人情報保護条例の廃止に伴い、現行の個人情報保護審査会が廃止されることとなります。このことにより、現行同様に当組合個人情報保護制度の適正な運用を図るため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、新たに設置する多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会に諮問することができるものでございます。

(6) 現行条例の廃止といたしまして、多摩六都科学館組合個人情報保護条例を廃止するものでございます。

(7) 現行条例からの規定の変更点といたしましては、「電子計算組織の結合（オンライン結合）の禁止」の削除と、目的外利用・外部提供（審査会の所掌事項からの削除）になりまして、条例から規定がなくなるものでございます。

(8) 本条例の施行期日につきましては令和5年9月1日からとし、準備行為につきましては、公布の日から施行するものでございます。

5ページをお願いいたします。2、多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例でございます。審査会条例も新規制定の条例となります。

(1) 定義では、諮問庁、保有個人情報、公文書を定めており、諮問庁には議会を含んで

おります。

(2) 個人情報保護・情報公開審査会の設置。

(3) 審査会の委員の人数・任命要件を規定するものでございます。

(4) 審査会の調査権限等につきましては、諮問庁に対しまして資料の提出を求めたり、資料の閲覧を行うものでございます。

(5) 罰則でございますが、審査会委員が審査、審議において知り得た情報を漏らした場合の罰則規定となります。

(6) 本条例の施行期日は令和5年9月1日とし、こちらも新規条例となりますので、準備行為につきましては公布の日から施行としております。

6ページをお願いいたします。3、多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例でございます。

(1) 改正内容になります。主な改正内容といたしましては、公文書の開示に際しまして、不開示情報、開示しない情報を個人情報保護法に合わせるもので、具体的には、独立行政法人の職員の方のお名前は現行では開示しないこととしておりますが、改正により開示することとなるものでございます。そのほか、現行の情報公開法及び行政不服審査法に則した文言修正や規定の整備を行っているものでございます。

(2) 本条例の施行期日は、令和5年9月1日とするものでございます。

4、多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容といたしましては、現行設置されている個人情報保護審査会、情報公開審査会が廃止され、新たに個人情報保護・情報公開審査会を設置するため、関係規定を整備し、施行期日を令和5年9月1日とするものでございます。

なお、資料3「議案第13号関係 多摩六都科学館組合情報公開条例新旧対照表」、資料4「議案第14号関係 多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表」につきましては、条項ごとに改正内容を整理させていただいております。左側が改正案、右側が現行となっております。改正部分にはアンダーラインを引いております。後ほど御参照いただければと思います。

以上、雑駁ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○議長（田代伸之君） これより一括して質疑に入ります。

質疑はございませんか。上町議員。

○4番（上町弓子君） 提案説明並びに補足説明、ありがとうございます。東村山市議会の上町です。一通りありがとうございます。

今回、私どもも含めて市議会のほうでも、こうしたことの条例改正等々がございましたので、またそこになぞらえてこちらの多摩六都科学館においてもそうしたことの変更であるというこの旨は承知しているんですけども、頂いております各種資料の中で提案理由なんですけれども、11号から14号を含めて提案理由のほうには、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、条例を制定等する必要がある」という文言であると思うんですね。

それぞれの説明等もいただいて、また市議会においても条例の変更等あるので、もちろん類推はされるし、分かるところではあるんですけども、ただ、提案理由の中に今回そうした変更がある旨ということが若干分かりにくさがあるのかな。もちろん類推もできるんですけども、15年のときのデジタル庁の法律の改正に伴って条例を制定等する必要があるという提案理由だと、若干の分かりにくさがあるのかなと思ったので、その辺り、つまびらかにいま一度御説明をお願いできたらと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（田代伸之君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの上町議員の御質問について御答弁させていただきます。

ただいま御指摘いただきました提案理由の件についてでございますが、こちらの個人情報保護法においてですが、これまで個人情報保護制度におきましては、先ほどの資料の2の1ページの図を見ていただければと思うんですが、平成15年にまずは主に民間事業者を対象とした個人情報保護法、それと行政機関を対象とした行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を対象とした独立行政法人等個人情報保護法の3つの法律が施行されたということでございます。地方公共団体の個人情報保護制度につきましては、それぞれの団体が定める個人情報保護条例によってルールが規定され、運用されてまいりました。

今回、提案理由として書かせていただきました個人情報保護法の改正というところでございますが、ただいま御説明いたしましたとおり、個人情報保護法の制定が平成15年ということでございます。それをもって提案理由にこのように記載をさせていただいたという次第でございます。私からの御答弁は以上ということになります。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑ございませんか。鴨志田議員。

○7番（鴨志田芳美君） 御説明もあったところなんですけれども、具体的に伺いたいのが、先ほど御説明の中で、職員や人事、福利厚生とか採用試験の際に得た情報、あとはプログラ

ムの申込み、ボランティアの方々の情報といったことが御説明の中に含まれていたかなと思います。職員の方とか、採用試験のあたりまでは想像できるんですけども、プログラムの申込みは利用される側ということですよ。市民の方々の情報について、もう少し詳しくどういった情報でどのように扱われるのかということが分かればいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田代伸之君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） ただいまの鴨志田議員の御質問についてお答えさせていただきます。

主に科学館が市民から収集する個人情報についての御質問かと思います。今日はお手元にいろいろと書類が出ていて恐縮でございますが、こちらの「ロクトニュース」と「教員セミナー」というチラシを用意させていただいております。こちらを見ていただきますと、より具体的に御理解いただけるのかと思ひまして、すみません、こちらを御用意いただければと思います。

「ロクトニュース」の見開きの右下のところにイベントの申込みが載っております。各種のプログラムの申込みについては、事前応募と当日応募型の2種類のプログラムがございます。このうち事前応募型のプログラムにつきましては、こちらに記載しておりますように、ウェブでの申込み、あとははがきや館内で申込書というものも設置しております。

そういったものを通じまして、皆様方から実際こちらで催しを行いますプログラムなどに応募いただきまして、定員がございますので、抽せんということにもなる可能性がございます。そういった場合には抽せんの上、応募者を決めさせていただくということになりますが、このように、この下にも個人情報の取扱いについて、実際利用目的がどのようなものかということをはっきり明記した上で、皆様方から収集をしているというような次第でございます。

そのように、主にプログラムの参加券の送付だとか、それ以外に直接参加者の方と連絡を取るようなケースもございます。そういった連絡を取る際の情報ということで、かなり必要最小限のものとして収集をしているということでございます。

あと、それ以外のものにつきましては、「教員セミナー」についても同様になります。やはりこちらも圏域の小学校の先生方に実際周知をいたしまして、それで御希望の御予定の合った教員の皆様に参加していただいているというところでございます。こちらにおきましても、本当に必要最小限の情報等を収集しているということでございます。

そのほかには、職場体験なども中学生が授業の一環で来ております。そういったケースだ

とか、あとは博物館実習、これから8月に学芸員の資格を目指している学生さんがいらっしゃいます。そういった方なども実際こちらの科学館で実習をしていただく際に、必要な個人情報収集した上で受入れをしているというような状況でございます。

少し長くなりましたが、以上で御答弁を終わります。

○7番（鴨志田芳美君） 取扱いはどうですか。

○管理課長（豊田和徳君） 大変失礼いたしました。個人情報の取扱いにつきましては、主に保管期間としては約1年以内というような形を取っております。実際、各プログラムが終了した後は、やはり統計を取る必要がございます。構成市で運営をさせていただいている科学館でございますので、こういったエリアからどれくらいの人数の市民の方が実際参加していただいているかということなどのデータを収集する。その程度でございますが、そういう統計データを作成する必要がございますので、その作成に必要な期間保管をしているということでございます。大体そちらのほうはおおむね1年以内というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田代伸之君） 鴨志田議員。

○7番（鴨志田芳美君） 分かりました。それで、こういった情報については、外部から取得するということが想定されるのかなど。仮にこういった場合に想定されるのか、もしお考えがあれば伺いたいと思います。これが最後です。

○議長（田代伸之君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 外部への影響というようなことでよろしいでしょうか。基本的には、先ほど御説明いたしましたとおり、あくまでも利用目的としましては、実際参加される方との連絡等に使用するというようなものになってございますので、基本的には統計のほうの作業が終わり次第、廃棄をするというような状況でございます。ですので、鴨志田議員が御指摘の特に外部への提供ということは、今のところ行っていないというような状況でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。上町議員。

○4番（上町弓子君） 14号の中であるんですけども、1問ずつじゃなくて、まとめて伝えてしまってもいいですか。

○議長（田代伸之君） 最初に質問を幾つかされるということですか。結構です。

○4番（上町弓子君） 議案11号から14号の中で14号なんですけれども、情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員の違いはどういったものなのか伺いたいのと、その2つの役割を

それぞれ兼ねるものなのか。また、今まで情報公開審査会委員、個人情報保護審査会委員は同一人物が兼ねていたのかどうかというのと、2つの委員を1つにすることで報酬を半額にするのかという、そのあらましを教えてくださいと思います。

○議長（田代伸之君） 管理課長。

○管理課長（豊田和徳君） 上町議員の御質問についてお答えさせていただきます。

まずは、情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員の違いについてでございます。まず当組合では、情報公開制度と個人情報保護制度に関する条例を個別に制定いたしまして、それぞれの条例におきまして審査会の設置規定を整備し、運用してきているところでございます。

まず、情報公開審査会におきましては、多摩六都科学館組合情報公開条例に基づき、公文書の開示決定等に係る審査請求の諮問を受ける機関ということになります。また、個人情報保護審査会におきましては、多摩六都科学館組合個人情報保護条例に基づきまして、自己情報の開示決定等に係る審査請求の諮問を受けるほか、条例に定める個別事案、例えば今回廃止等になりますが、目的外利用や外部提供の制限、電子計算組織の結合の禁止などにつきまして、その諮問を受ける機関ということになってございます。それぞれの審査会が別々の機能を有して、それでもって組織をされている委員の方々ということになります。

続きまして、今回、個人情報保護・情報公開審査会は2つの役割を兼ねるのかというような御質問かと思いますが、こちらにつきましては、ただいま申し上げましたように、基本的にはこれまでの不服申立ての審査請求の諮問を受ける役割のほか、個人情報の適正な取扱いの確保について役割を兼ねるというようなものになります。したがって、法の趣旨に反しない範囲で2つの役割を兼ねるというようなものになってございます。

それから、今まで同一人物が兼ねていたかという御質問だったかと思いますが。それぞれの情報公開審査会委員と個人情報保護審査会委員ともに、弁護士の資格をお持ちの3名の方、それぞれ同じ方々にお願いをしていたという状況でございます。

最後は、報酬の関係についてでございますが、こちらは、まず個人情報保護・情報公開審査会を令和5年の9月1日に設置する一方、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を令和5年8月31日でもって廃止することになります。このことから、各機関の委員報酬について新規の予算措置及び減額補正を行った結果、最終的に半分の額となるものでございます。

具体的に申し上げますと、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会につきましては、それぞれ委員3人の3回分の会議開催に係る委員報酬が当初予算にて計上されておりました。今回の補正におきまして、令和5年8月末までの間の会議開催をそれぞれ1回想定する一方、残りの2回分の会議開催に係る委員報酬6万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また、新規に設置いたします個人情報保護・情報公開審査会につきましては、9月以降の委員3人の2回分の会議開催に係る委員報酬6万5,000円を新たに予算措置するということになっております。そのようなことから半分になるという状況でございます。

○議長（田代伸之君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたしたいと思います。

これより一括して討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号「多摩六都科学館組合個人情報保護法施行条例」を採決いたします。  
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「多摩六都科学館組合情報公開条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「多摩六都科学館組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田代伸之君） 日程第9「議案第15号 令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。池澤管理者。

○管理者（池澤隆史君） 議案第15号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第218条第1項の規定に基づき議会の議決を求める必要があるため、御提案するものでございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,596万8,000円と定めるものでございます。

後ほど事務局より補足説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） 続いて補足説明を求めます。保谷事務局長。

○事務局長（保谷俊章君） 議案第15号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、補足して御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ6万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ4億5,596万8,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正は、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の6、7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、後ほど御説明いたします歳出の減額に伴い6万5,000円を減額し、725万9,000円とするものでございます。

8、9ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、6万5,000円を減額し、1億2,837万4,000円とするものでございます。

説明欄1、特別職及び職員人件費、1節・報酬につきましては、先ほど議案第12号で御審議いただきました個人情報保護・情報公開審査会を令和5年9月1日に設置することに伴い、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を廃止することから、個人情報保護・情報公開審査会につきましては、9月以降の会議開催のための2回分の委員報酬6万5,000円を新たに措置し、情報公開審査会及び個人情報保護審査会につきましては、8月末までの会議開催を1回ずつ想定し、それぞれの委員報酬を6万5,000円減額するものでございます。

10、11ページは給与費明細書でございます。

職員数の欄において、その他の特別職の補正前と補正後の人数を比べますと、3人の増となっております。これは、補正後の人数におきまして、現行条例に基づき令和5年8月末まで設置される情報公開審査会と個人情報保護審査会の委員報酬合わせて6人分と、新条例に基づき令和5年9月以降の個人情報保護・情報公開審査会の委員報酬3人分が予算計上されていることからによるものでございます。したがって、新条例が施行される令和5年9月以降は、情報公開審査会と個人情報保護審査会が廃止されることから、その他の特別職の人数は6人減の10人となるものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号「令和5年度多摩六都科学館組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時48分 休憩

---

午後2時49分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（田代伸之君） 日程第10「議案第16号 多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者・池澤隆史さん。

○管理者（池澤隆史君） 議案第16号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」の提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、多摩六都科学館組合監査委員の選任につき議会の同意を求める必要があるため、東久留米市選出の篠宮よしのり議員の選任を御提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決いたします。

議案第16号「多摩六都科学館組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後2時51分 休憩

---

午後2時52分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（田代伸之君） ただいま監査委員に選任されました8番 篠宮議員から一言御挨拶を

お願いいたします。

○8番（篠宮よしのり君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほど監査委員の選任について皆さんの御承認をいただきまして、誠にありがとうございます。  
ます。

現在、新人として東久留米の市議会議員の活動をしておりますが、その議員活動とは別に、東久留米市南沢というところで篠宮造園という造園会社を経営しております。略歴にも記載をさせていただいておりますが、平成27年から代表を務めております。

多摩六都科学館の経営の健全性、適正性を担保する役割をしっかりと担ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（田代伸之君） ありがとうございます。

ここで、議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後2時53分 休憩

---

午後2時54分 再開

○議長（田代伸之君） 休憩を閉じて再開いたします。

---

○議長（田代伸之君） ただいま3番 駒崎高行議員より議長宛てに追加議案が提出され、多摩六都科学館組合議会会議規則第11条の規定により、議案の提出は成立をいたしました。

お諮りいたします。

多摩六都科学館組合議会会議規則第18条の規定により、本臨時会に提出されました議員提出議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題といたします。

---

○議長（田代伸之君） 追加日程第1「議員提出議案第1号 多摩六都科学館組合議会の個人情報保護に関する条例」を議題といたします。

議員提出議案第1号「多摩六都科学館組合議会の個人情報保護に関する条例」の提案理由の説明を求めます。

3番 駒崎高行議員。

○3番（駒崎高行君） それでは、議員提出議案第1号「多摩六都科学館組合議会の個人情報の保護に関する条例」について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されたことに伴い、個人情報保護制度が全国共通のルールの下で運用されておりますが、これまで実施機関の1つとして適用されてきました多摩六都科学館組合議会については、新しい個人情報保護法の施行後は適用外とされるため、これまでどおり議会が保有する個人情報の適正な取扱いを確保することができるよう、新たに議会独自の条例を制定するものであります。

議会における個人情報とは、組合事務局の議会事務において職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものであります。

具体的には、議員の氏名、住所や、議員報酬の振込先である口座情報などの議員個人に関する情報のほかに、傍聴人の受付票などに関する市民の皆様の個人情報であり、ごく限られた情報を想定しております。

お配りしております条例案は、全国市議会議長会が国からの助言を得て作成した条例の例を参考とし、法の趣旨に沿うとともに、これまでの運用から後退しないよう配慮しながら策定しております。

主な内容について御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。第17条の「個人情報ファイル簿の作成及び公表」であります。

第1項では、議会が保有している個人情報は、「個人情報ファイル簿」として、ファイルの名称、利用目的、収集方法などを記載した帳簿形式にして保管するとともに、公表することとしております。

ただし、第2項では、個人情報のうち「個人情報ファイル簿」の作成や公表の適用外となるものについて規定しております。

人事や議員の報酬、福利厚生に関する事項を記録するものなどについては適用外となります。

10ページを御覧ください。第25条の「開示決定等の期限」であります。

当組合のこれまでの個人情報保護条例及び執行部が今回新たに策定する法施行条例の整合性を図り、14日以内とするものであります。

12ページを御覧ください。第30条の「開示請求の手数料等」であります。

開示請求の手数料の額は現行どおり無料とし、写しの作成や送付に関する経費は、別途請

求者の負担としています。

15、16ページを御覧ください。第45条「審査会への諮問」では、開示の決定等に不服がある場合の審査請求の諮問先を組合の附属機関である多摩六都科学館組合個人情報保護・情報公開審査会にすることと規定しております。

17ページを御覧ください。第6章、「罰則」の内容については、現行どおりに策定しています。

附則であります。施行日を令和5年9月1日からとしています。

以上で提案理由の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田代伸之君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田代伸之君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号「多摩六都科学館組合議会の個人情報の保護に関する条例」を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田代伸之君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回多摩六都科学館組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

多摩六都科学館組合議会議長 田代伸之

多摩六都科学館組合議会議員 鈴木だいち

多摩六都科学館組合議会議員 岡田しんぺい

多 摩 六 都 科 学 館  
組 合 議 会 会 議 録

令和5年 9月発行

編集兼  
発行者 多摩六都科学館組合事務局

TEL 042-469-6982